

特定事業（愛知県営東高森台住宅 P F I 方式整備事業（第 2 次））の選定の一部変更について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定により、令和 8 年 6 月 8 日付けで特定事業として選定した愛知県営東高森台住宅 P F I 方式整備事業（第 2 次）について、事業内容を一部変更したため、同法第 11 条の規定による特定事業の選定に当たっての客観的な評価を次のように変更します。

令和 8 年 9 月 2 日

愛知県知事 大村 秀章

- 1（6）「ア 特定事業契約の締結」の文中「令和 8 年 12 月」を「令和 9 年 3 月」に改める。
- 1（6）「イ 事業期間等」の文中「令和 8 年 12 月」を「令和 9 年 3 月」に改める。
- 2（2）「ウ 評価結果」の文中「約 8.6%」を「約 5.7%」に改める。
- 2（4）「総合評価」の文中「約 8.6%」を「約 5.7%」に改める。